

工事検査員業務案内

》》 検査の法律的根拠について

○[地方自治法 第234条の2第1項](#)【契約の履行の確保】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

○[地方自治法施行令 第167条の15](#)【監督又は検査の方法】

（第1項）

[地方自治法第234条の2第1項](#)の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

（第2項）

地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

○[大月市財務規則 第148条](#)(検査調書等)

（第1項）

市長は、工事、製造その他の請負、物件の購入等が完成又は完納されたときは、関係職員に検査又は検収させたうえ、検査調書又は検収調書を作成させなければならない。

（第2項）

前項の検収調書を作成する必要がないと認めるときは、請求書に、検収をした職員が検収済の旨及びその年月日を記載し、記名押印してこれに代えることができる。

（第3項）

前2項の規定は、工事、製造その他の請負、物件の購入等の既済部分又は既納部分に対し部分払をしようとする場合に準用する。

》》 検査の目的について

- 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた仕様を確保していて、適正に契約が履行されているかを検査し、請負代金を支払って良いかを確認します。
- 工事の成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成を図ります。
- 検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事

に関する技術水準の向上を図ります。

》》 工事検査に関する規則及び規定について

- [大月市工事検査規程](#)
- [大月市建設工事執行規則](#)
- [大月市建設工事検査技術基準](#)
- [大月市建設工事成績評定要領](#)
- 工事成績採点表
- 工事技術的難易度評定実施要領

》》 検査の立会者等について

検査は「[大月市工事検査規程](#)」に基づき実施します。これによる検査の立会者等は次のとおりです。

- 発注者側からは、現場監督員及び工事施工担当課長（又はその命を受けた者）が立ち会いのもと、工事検査員が検査を行います。
- 請負者側からは、主任（又は監理）技術者及び現場代理人（又は請負者）が立ち会います。

》》 検査の種類について

検査は「[大月市工事検査規程](#)」において、次のように規定されています。

- 完成検査
完成検査は、工事が完成したとき市が受ける給付の完了確認を行うため、工事の出来形、機能及び工事の進捗した状況について現地で行う検査です。
- 出来形検査
出来形検査は、次に掲げる場合に工事の既済部分について、[出来形検査基準](#)により現地において検査するものです。
 - ① 工事が所定の工程に達し、請負者から部分払の請求があったとき。
 - ② 工事の打ち切り、または契約の解除があった場合において、請負者に、出来高に応じて支払を行うとき。
- 随時（中間）検査
随時検査は、工事の完成前に既済部分を使用するとき、また、完成後検査し難い部分がある場合、その他契約の適正な履行を確保するため必要がある場合に、工事の施工中途において随時行うものです。

》》 検査の方法について

検査は「[大月市建設工事検査技術基準](#)」により実施します。

- 「大月市建設工事検査技術基準」に基づき、契約図書及び設計図書並びに関係資料と、施工体制、施行状況、出来形及び出来ばえ、高度技術、創意工夫、社会性などを対比して、書類検査及び現場検査を行います。
- 書面検査に引き続いて現場検査を行い、延長や高さなどを計測するとともに、出来ばえ等を目視により観察します。計測又は目視検査が困難な部分については、現場監督員による証明並びに出来形図、管理図表及び工事写真により判定します。また、書面検査時に疑義のあった内容を現地で確認します。
- 必要と認めるときは、請負者の了解を得て、工事目的物の一部について破壊、分解、又は試験をして検査を行います。

これらの全ての確認がなされ、工事目的物として安全に使用できること、及び契約事項の履行を確認した後、工事の完成を確認（合格）したとして、工事目的物の引き渡しを受けることとなります。

検査の結果、不備がある場合には修補命令を行い、所定の期日までに修補を命ずることがあります。

》》 工事の評定について

工事成績の評定は、請負業者の適正な選定及び指導育成に資するため、「[大月市建設工事成績評定要領](#)」に基づき評定し、検査完了後、現場（主任）監督員（第一次評定者）、現場（総括）監督員（第二次評定者）、工事検査員（総合評定者）の3名で成績評定を行い、その結果を請負者に通知しています。

○ 評定基準

第一次評定者（現場監督員）は、工事採点表のうち、施工体制、施工状況、出来形、品質、高度技術、創意工夫について評定します。

第二次評定者（第一次評定者の所属する上位職者）は、施工状況のうち工程管理、安全対策、また、社会性等について評定します。

工事検査員は、総合評定者として施工管理、出来形及び出来ばえを評定します。評価点は65点が標準（基礎）点となり、これに各評価項目の評価点数が、加点あるいは減点される仕組みとなっています。